

○神戸市交通局エコファミリー制度取扱規程に関する要綱

平成15年10月10日

決定

改正 平成17年10月1日

平成22年5月18日

令和2年5月29日

(目的)

第1条 神戸市交通局エコファミリー制度取扱規程(平成17年10月交規程第5号。以下「規程」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用要件)

第2条 規程第3条第1号の「大人」のうち、小学校在学中の者は、同条第2号の「小児」として取扱う。

2 規程第3条第2号の「小児」のうち、小学校入学前の者は、同条第3号の「幼児」として取扱う。

(乗合自動車乗客への適用)

第3条 交通局の運行する乗合自動車に乗車する小児又は幼児を同伴する大人が、降車時に申告したときに限り、規程第4条を適用する。

(高速鉄道乗客への適用)

第4条 交通局の運行する高速鉄道(以下「高速鉄道」という。)に乗車する小児又は幼児を同伴する大人が、入場前に申告したときに限り、規程第4条を適用する。

2 前項の申告を受けたときは、当該小児又は幼児にエコファミリー乗車券を交付する。

3 前項のエコファミリー乗車券の様式は、様式第1号に定めるとおりとする。ただし、当分の間、様式第2号に定める土・休日割引回数券の小児用及び、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程取扱細則(昭和52年3月高速鉄道部長決定)様式第11号に定める団体数取券をもってエコファミリー乗車券の様式に代えるものとする。

4 神戸電鉄各駅より乗車し、谷上駅を経由して引き続き高速鉄道に乗車する小児又は幼児を同伴する大人が、出場時に申告したときは、第1項の規定にかかわらず規程第4条を適用する。

5 前項の申告を受けたときは、当該小児又は幼児が所持する神戸電鉄に有効な乗車券を回収して出場させる。なお、当該小児又は幼児が、高速鉄道に有効な乗車券を所持している場合においても払戻の扱いをしない。

附 則

この要綱は、平成15年10月18日から施行する。

附 則（平成17年10月1日）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年5月18日）

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月29日）

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

様式第1号

神戸市交通局
エコファミリー
乗車券

土休日
同伴小児につき無料
発行当日限り有効
下車前途無効
〇〇駅発行

様式第2号

22. —4.	割引
神戸市交通局	
土休日回数券	
北神連絡	
(乗車駅)	
西神 中央	▷ 谷上
小	
上記末日まで有効	
下車前途無効	
5201 — 07	